

(別紙)

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員間で園独自の保育目標を考えたいとの積極的な意見が出され、平成31年度より、市立保育園共通の保育理念、保育方針、保育目標に加えて「生きる力を育む」という保育目標を設定した。各クラスで意見を出し合い、まとめ上げる過程を通じて、全職員の共通理解を深めることができた。園独自の保育目標は、図を用いるなど、わかりやすく説明した文書にまとめられ、保護者全員に配付されている。園独自の保育目標は、保育の様子を知るために設けられた保育参加の前にも、保護者一人ひとりに園長が直接説明している。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市全体で「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」や「保育園整備計画（後期計画）改訂版」を策定し、経営環境や課題を把握・分析し、対応策がまとめられている。園として独自に社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握・分析する取組は行っていない。保育園経営に係わる社会状況、保育ニーズの変化等を把握するために新聞の切り抜きを行い、職員に回覧する取組を行っている。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>街中の保育園として入園希望者も多く、平成31年4月から月齢5カ月から入園できるように変更されている。一時預かり保育では、里帰り出産などの利用が多い。今後は、西那須野地区の公立保育園として、一時預かり保育の強化や、休日保育、延長保育、病後児保育なども求められるようになる可能性がある。公立保育園であり、予算執行状況に基づいて経費統制を図り、状況を職員に周知し、課題の解決・改善を図っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>市で「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」「保育園整備計画（後期計画）改訂版」が策定され、それをもとに「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」を策定・実践し、評価や見直しが行われている。今後は、家庭の子育て力が低下する中で虐待が疑われるケースが増えたり、発達上の課題が見られる子どもの受入が増えたりする可能性が高く、西那須野地区の公立保育園として、子育て支援の取組の強化が求められている。公立保育園であり、園独自の中・長期の収支計画は策定していない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎年、中・長期計画である「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」の内容を反映した「保育の質の向上のためのアクションプログラム」の中で、単年度の目標を立てて実践し、年度末には評価・反省を行っている。単年度の目標は作成しているものの、数値目標や具体的な成果等は設定していないため、今後は、数値化等により実施状況の評価を行える形で事業計画を編成することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>前年度の反省のもとに職員間で話し合い、平成31年度は園内外の安全管理を引き続き重点目標としつつ、発達支援保育の充実を柱に加えることを確認し、取組を進めている。また、行事を計画する際には、前年度の反省のもとに日程、内容等を職員会議で決めている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年間の行事計画については年度初めに保護者に周知するほか、保育に係わる諸課題についても必要に応じて議題として取り上げ、保護者会等で説明している。一方で、園として取り組む「保育の質の向上のためのアクションプログラム」の内容については、保護者に周知する仕組みにはしていない。平成31年度は発達支援児保育の充実に力を入れ、日々の積み重ねの中で多動な子どもが落ち着きをみせるなど成果が得られてきているものの、保護者の理解が十分に得られていない様子も窺える。安全管理への取組や発達支援保育の充実等、アクションプログラムの内容について周知を図るなど、保育の方針や意図について保護者の理解を深める取組の強化が期待される。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成27年度にも第三者評価を受審しており、今回は2度目の受審である。前回の結果を踏まえて、標準的な実施方法を見直す仕組みの整備や安全管理の強化などが取り組まれている。今回の第三者評価の実施に当たっては、職員全員に自己評価票を配付し、各クラスで話し合い、それぞれで評価した結果を上げてもらい、全体ですり合わせを行っている。年度末に全職員が自己評価票に評点を付け、集計して園全体の自己評価を行う取組が行われている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園全体の自己評価は毎年継続しているものの、同じようなヒヤリハットが繰り返されるなど、PDCAサイクルに基づく改善が進まない様子も窺われた。現在使用している園全体の自己評価票の評価基準は、平成29年度以前の旧第三者評価基準の項目を使用していることもあり、基準項目の内容やチェックシートを見直すなどにより、園全体の自己評価に基づいて毎年、改善課題や解決策が明確化され、組織的に改善の取組が継続されることが期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責任については、職務分掌表、各種マニュアル等の文書に明示されており、職員会議や朝の打合せなどを通じて職員に表明し、周知を図っている。不在時の副園長等への権限委任についてもその都度周知している。園だより等の広報紙に掲載して園長として表明までは行っておらず、新年度から取り組む予定である。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長は、平成31年4月に赴任したばかりであり、勤務体系や休暇等に関する職員の質問に即答できないこともあると感じている。社会福祉施設向け労務・安全管理講習会や職場のハラスメント対策等に関する研修会に参加するなど、法令や条例等を正しく理解するために研修に積極的に参加し、理解を深めるよう努めている。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上のための取組について職員の共通理解が深まるよう、園長として、パート職員とはできるだけ一人ひとりと顔を合わせて話をするよう努めている。発達上の課題を抱える子どもに係わるケースでは、実際に自分で保育現場に入って状況を把握する中で、係わり方、対応方法について職員にアドバイスすることもある。園長が現場で職員と一緒に考える中で、配膳時のヒヤリハット対策で改善につながったケースもある。園長は、子育て支援に係わる様々な知識を得て保育の質の向上にいかすために、積極的に外部研修に参加している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園の予算執行管理の下で、電気代の節約など必要な改善対策を行っている。園長としては、避難図や保育計画などをできるだけパソコンを使って電子データで作成、管理することにより、毎年同じものを手書きせず、ネットワーク上の共有フォルダに入れて情報共有し、業務の効率化を図るよう努めている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、計画については、市全体の保育園整備計画の中で策定されている。保育士不足の中で、臨時職員については市で決められた必要人数を揃えるので精いっぱいな状況にある。臨時職員についても、保育士の採用や育成を現場の園長任せにせず、市全体で組織的に取り組んでいくことが求められる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>正規職員については市が行う総合的な人事管理システムがあるものの、臨時職員は対象外となっている。保育士には、様々な課題に応じた専門性が求められる中、職員の職位や職務内容に応じて任用要件や必要な研修内容、資質向上の目標を明確化し、着実にキャリアアップしていける仕組みづくりが重要となっている。制度改正により民間保育園における保育士の処遇改善が着実に進む中、市の臨時職員についてもキャリアパスの明確化を図り、個々の職員の技能や経験を評価して処遇改善を進める人事管理制度の整備が求められる。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子育て中の職員や家族の介護をしている職員、定期的に通院している職員もいるため、必要に応じて園長や副園長も保育の現場に入り、休暇を保障するよう努めている。自己評価票の前期・後期2回の提出の際の定期面談や、12月の次年度の契約更新確認のための面談など、様々な機会を利用して職員一人ひとりの意向把握に努めている。県市町村職員共済組合で実施している「こころとからだの健康相談」の面談カウンセリングは、臨時職員は利用する機会がない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>正規職員については人事評価制度が導入されており、組織目標とすり合わせる形で個人目標を設定し、期首・期末面談で進捗状況を確認するなど、目標管理制度が運用されている。臨時職員は制度の対象外となっており、園内で育成を図る仕組みである。臨時職員についても、育成を積極的、計画的に行うために個人の年間目標を設定させ、目標達成度の確認を行う取組が求められる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員研修年間計画が策定されているとともに、個々の職員の研修受講履歴を記録、管理している。履歴の記録により職員ごとの受講状況を確認し、研修機会の少ない職員に対して個別に研修の受講を勧めるなど、活用されている。近年、保育士のキャリアパスに合わせた階層別、専門別研修が体系化されているところ、研修計画の中に、必要とされる専門技術や専門資格は明示されていない。今後は、個々の職員に必要なとされている、具体的な知識、技術の内容・水準、専門資格の取得について研修計画に明記するなど、計画内容の充実が期待される。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>正規職員に対しては市の人事制度に基づいた研修受講が計画的に実施されているほか、研修案内を全職員に回覧し、希望があれば、臨時職員も含めて外部研修への参加を積極的に促している。園内研修が計画的に実施され、令和元年7月の熱性けいれん対応研修では、6回に分けてロールプレイ方式で実施し、パート職員も含め職員全員が参加している。平成31年度のアクションプログラムに加えた「発達支援保育」に係わる研修には特に力を入れている。10月の市主催による保育園等職員研修会には、パート職員やおじいちゃん保育助手も含めて、職員全43名中22名が出席し、発達支援児への子ども・保護者対応について学んでいる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「保育実習生受け入れについて」マニュアルが策定され、次の時代の保育士の育成に現場の保育士が係わっていくことなど、受け入れの意義が明文化されている。実習生には、保育士は大変だけどやりがいのある仕事だと伝わるよう努めている。実習生受け入れをテーマとした適当な研修がないこともあり、実習指導者に対する研修までは実施していない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園であるため、保育園の事業や財務等に関する情報公開は市全体で実施している。市で作成する「教育・保育ガイドブック」は市役所、各支所、出張所、各保育園に設置するとともに、市のホームページ上でも公開されており、誰でも見ることができる。しかし、園の保育内容や運営状況等について、保育を必要とする保護者等に知らせるという上では、物足りない内容となっている。保育理念や保育目標、園独自の保育の内容などについて、印刷物やホームページ等を通じてわかりやすい形で、地域に向けて情報発信する取組が求められる。第三者評価の受審結果は第三者評価推進機構のホームページ上で公表されているものの、苦情・相談の内容に基づく改善・対応の状況までは公表されていない。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園における事務、経理、取引等については市の管理システム、ルールのもとで実施しており、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組が行われている。公立保育園であり、行政組織として定期的に市の監査委員によるチェックは受けているものの、外部の専門家による監査支援は受けていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中で「地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実を図る」を掲げており、西那須野産業文化祭に年長児と年中児が鼓隊パレードと絵画出</p>		

<p>品をして参加している。夏に開催されるふれあい祭りに園児が参加していたが、熱中症の心配があるため参加を取りやめ、今後の参加方法を検討中である。このほか、中学生や高校生の訪問を受け入れており、例年、多くの生徒が職場体験などに訪れて園児と交流をしている。今後は、高齢者と園児のふれあいを図るために、地域の高齢者施設等に働きかけることが期待される。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント></p> <p>「保育園ボランティア活動受け入れマニュアル」および「職場体験に参加される方へ」を策定して、近隣にある西那須野中学校や那須柘陽高校の生徒を職場体験学習やインターンシップ、保育体験などの授業の一環として毎年受け入れている。特に隣接する西那須野中学校は避難訓練などでも協力を得ており、園児が日常的に園庭のフェンス越しに中学生と手を振り合う姿が見られる。学校関係への協力以外の一般的なボランティアの受け入れ実績はない。マニュアルはボランティアの受け入れ手順が主な内容になっているため、今後はボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、文書化することが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント></p> <p>関係機関の一覧表に市役所関係、保育園、保健・相談機関、学校、病院、警察・消防、公民館、給食関係業者、建物・設備関係業者、消耗品納入業者、イベント先、出版社等の電話番号が掲載され事務室に設置されている。また、市の子育て支援課から送られてくる関係先一覧を主に正規職員に示している。日常的に連携が必要な、発達支援児の療育関係機関や病院とは綿密に連携し、情報の共有や園児の通所・通院を支援している。今後は、保育園や保護者にとっての社会資源の機能と役割を明確にし、周知することが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント></p> <p>市の福祉行政の中で、福祉のニーズや保育ニーズ、子育て支援のニーズが把握されており、園独自に調査や聞き取り等は行っていない。しかし、日々の保育の中で在園児や保護者の福祉ニーズを把握しており、保育園の見学者や一時保育利用者、赤ちゃんの駅利用者などからも、子育てや保育に関する要望や相談事を聞くことがある。今後、地域の公立保育園としてそれらの福祉や保育ニーズを保育行政や保育園運営に活かすことが期待される。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・b・㉔</p>
<p><コメント></p> <p>保育や子育てについて、保育園利用者以外の地域住民からも相談を受ける用意はあるものの、地域に相談を受け付けるというPRをしたり、看板を掲げたりはしていない。また、園庭</p>		

開放などの事業も積極的には取り組んでいない。子育て世代の孤立化や複雑化する家庭環境について、保育の最前線で活動する保育園として何かできることはないか、市の保育行政とともに考え、取り組んでいただきたい。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育の基本姿勢は「全国保育士会倫理綱領」および保育士の守るべき職務倫理を定めた「明るい職場づくり」に示されている。「明るい職場づくり」には子どもや親の気持ちになって考え保育に当たることや一人ひとりの個性を尊重し公平に接することなど、子どもを尊重した保育の実践のための基本姿勢が示されている。また、「全体的な計画」の中で、保育所の社会的責任として第一に「保育園は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」を挙げている。公立保育園共通の「保育園のしおり」に児童憲章の前文を掲げ、子どもを人格を持ったひとりの人として接することを保育の基本理念としていると謳い、保護者に対して子どもの人権への理解を促している。倫理綱領や明るい職場づくりの文言は年度初めの職員会議や新任保育士が着任した際に読み合わせを行って確認をしている。子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、保護者の理解を促す具体的な取組は行っていないということなので、今後、検討することが期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「プライバシーマニュアル」に相当するものとして「プライバシー・ポリシー」や「守秘義務の遵守」の文書がある。また、「保育園マニュアル」にはプライバシー保護や子どもの人権に配慮することが記載されており、「標準的実施方法」では保育園マニュアルに沿って、保育を行うことが掲げられている。しかし、これらの文書には保育の場面で配慮が必要な具体的な内容は示されていない。実際には着替えを恥ずかしがる子どもへの対応や目隠しのカーテンを設置したことなどの改善事例がある。今後は標準的実施方法を基にして、着替えやおむつ替え、トイレトレーニング、トイレ使用、個人情報の記載された文書類の掲示等の具体的な場面について、永田保育園独自のプライバシー配慮事項を明記しておくことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者が入園先を選択するに当たって入手できる情報としては、市が発行する「教育・保育ガイドブック」および市のホームページがある。ホームページには入園申込み手続きと教育・</p>		

<p>保育施設一覧、「教育・保育ガイドブック」が掲載されている。ガイドブックには各保育園が簡単に紹介されているが、保育園を選ぶ情報としては物足りない内容である。また、保育園独自にパンフレットを作成して見学者に配付したり、公民館などに設置したりはしていない。中高生との交流や子育て相談支援、発達支援など特徴的な取組を盛り込んだ、永田保育園独自のパンフレットを作成し、見学者等に配付したり公共施設等に設置することが期待される。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>保育の開始に当たっては、「保育園のしおり」や申請手続きに関する書類一式（保育の実施に関するお知らせ、申請内容変更届出書、新入園時面談表、持ち物説明書、登園・降園時の注意など）を渡して説明をしている。「保育園のしおり」には保育の理念や方針、保育目標をはじめ、決まりごと、保健衛生・感染症、一日の過ごし方、年間行事、給食、心構え、転園などの説明がわかりやすく記載されている。申請書等には記入の仕方なども書いてあり、これらの書類を用いて保護者に説明している。10月からの保育園無償化に伴う連絡は市が一斉に利用保護者に行い、保護者と保育園に混乱はみられなかったということである。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>那須塩原市副園長会議で、転園の際の手続きについて申し合わせが行われ、ゴム印と児童票、健康記録、お便りホルダー、写真等必要な書類を揃えて3月末までに転園先に発送する、という段取りが決められた。市内の公立保育園と私立保育園、小規模保育事業者の間で児童票を引き継ぐ場合は、保護者の同意を得る必要があることが確認されている。他市町、他県等への転園については特別な申し送りはしておらず、保育の継続性に配慮するために、児童票の受け渡しがない場合の申し送り書類の整備が期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>保育参加や運動会等の行事の後には、保護者から感想や意見などを募って保育の改善に反映させている。特に保育参加の際の感想からは、保育園への理解が進んだ様子が窺える。行事のアンケートの他、送迎時や保護者会等で意見を聞いて、運営や保育の改善に繋げた事例もある。駐車場の利用ルールやマナーが徹底しておらず、危険であるとの指摘があり、度々通知を出すとともに、園だより等でも言及して安全の確保に努めている。利用者満足の把握の取組は行事アンケートのみであり回答数も多くない。園運営や保育実践への全体的な保護者満足度を把握するためのさらなる取組が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは市が策定して各保育園へ通達し、保護者には園を通じて周知を図って</p>		

<p>る。苦情解決責任者は保育課長、苦情受付担当者は園長、第三者委員は地域の主任児童委員となっており、実際に苦情解決制度に則って解決する場合は、2名の第三者委員が話し合いに加わると定められている。市の文書には、苦情の内容によって公表することも規定されている。保護者アンケート結果によれば、苦情解決制度について周知が図られていることが窺える。永田保育園では、苦情の申し立ての事例はなく、意見箱は設置されているが、箱のそばに記入のための用紙が用意されておらず、意見等が投函された事例もない。苦情や意見の積極的な収集が望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>「意見・相談・質問受け付け保護者対応マニュアル」を整備し、園だよりや保育園のしおりを通していつでも相談や意見を受け付ける旨、保護者に伝えている。相談は担当が主に受けることになるが、内容によっては園長や副園長も立ちあっている。相談内容はクラス日誌に記録し内容別に統計を取っている。相談室は設けられておらず、大抵は朝夕の送迎時の立ち話になるが、内容によっては一時保育室が空いていればそこを使用し、空いてなければ事務室で話を聞いている。年度初めの保護者会への出席率が低いため、開催についての工夫が期待される。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>「意見・相談・質問受け付け保護者対応マニュアル」には、相談対応のフローチャートが示されており、丁寧に対応すること、対応に困ったときは上司に指示を仰ぐこと、職員間で情報を共有することが注意事項として記載されている。保護者アンケート結果からは、相談対応が園として丁寧に行われていることが窺える。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」「事故防止マニュアル」「園外保育マニュアル」等が整備され、保育園にとっての様々なリスクに備えている。保育園で想定されるリスクは、保育中のケガ、交通事故、プール事故、遊具による事故、アレルギー等の食事にまつわる事故、けいれん発作、午睡時の乳幼児突然死症候群（SIDS）、不審者侵入等様々ある。日常的に遊具の点検や砂場の消毒チェック、保育園事故災害防止点検表等を記録し、ヒヤリハットがあれば点検表に記録して職員間で情報を共有して注意喚起をしている。また、保護者には熱中症の予防の啓発や送迎時の駐車場での事故防止の徹底を図るために、何度も注意のチラシを配付している。また、特に食物アレルギーのある子どもの給食には注意を払っている。緊急事態が起こったときに慌てないように「アクションカード」（119番通報など、一連の必要な処置の手順と役割分担を記したカード）を事務室と各クラスに設置しており、アクションカードにしたがって対応ができるように訓練も行っている。園内の「安全マップ」を作成し、注意が必要な場所と遊具などを示している。さらに、園外保育の際に注意しなければならない場所を地図上に示した「お散歩マップ」の見直しを計画している。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>「厚労省の感染症対策ガイドライン」をもとに策定した「感染症対応マニュアル」がある。また、「保育園のしおり」には感染症について家庭における対応方法と登園再開ルールなども記載し、周知を図っている。園で感染症が発生したら掲示板に掲示し、保護者の注意を喚起している。また、予防接種を受けるよう「ほけんだより」を通して啓発している。インフルエンザ感染後の登園再開について、「解熱3日後、普通の生活に戻れたら登園してもよい」とルールが変更されたので、今後周知を図る予定である。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>「消防計画」「自然災害対策計画」「災害時給食対策マニュアル」を策定し、地震、豪雨・土砂災害、大雪、火災、落雷、竜巻等の災害に対して、毎月、不意打ち訓練も含め様々な想定をしながら避難訓練を実施して子どもの安全確保のための備えをしている。園の近隣は住宅街であり、火災に対する備えが重要との認識のもと、火元をいろいろに変えて訓練を行っている。隣接する西那須野中学校は地域住民の避難所に指定されており、中学校の協力を得て避難訓練を実施することもある。園の事務所にはAEDが設置されており、使い方の講習会に職員が参加している。また、飲料水や非常食を備蓄しているが、備蓄品が食料のみとなっているため、今後はおむつなどの衛生用品やおやつ増量の量などについても検討する予定である。次年度には災害時における保護者への子どもの引き渡し訓練を実施したいと考えているが、送迎用の駐車場の確保がネックとなっており、今後の検討課題である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>年齢別の発達の特徴や保育のねらいを明示し、子どもへの関わり方や保育の留意点等を文書化している。また、施設環境の業務手順や衛生管理に関する諸マニュアルなど、保育全般にわたっての標準的な実施方法が明文化され「保育園マニュアル」冊子や各クラスの日誌に綴られていて、いつでも確認できるようになっている。職員会議や年齢別会議において読み合わせをする機会はあるが、職員アンケートからは、標準的な実施方法の周知が十分でないと認識している職員も多く見受けられる。今後は、実施方法に差異が生じないように職員への周知徹底を図るとともに、子どもの尊重やプライバシーの保護・権利擁護に関わる具体的な取組について話し合い、文書化することが望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ ㊦ ・c

<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の検証や見直しは、各園の意見を持ち寄り、副園長会議において年度末に実施されている。近年は、年度末に限らず見直しが必要と思われる時点で、随時見直しに向けて意見を出し合う仕組みが確立した。令和元年8月に一部改正され、10月にも検証や見直しを予定している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>入園にあたっては、那須塩原市として作成した様式を使い、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況などを把握し、指導計画に反映させている。入園後も年度末の家族状況に関する調査、予防接種状況の把握、保育参加時に行われる保護者との面談などから、保育実施上のニーズ等を把握している。年間指導計画は、平成30年度まで那須塩原市としてほぼ統一された内容であったが、平成31年度より子どもや園の実態に即して永田保育園独自のものが作成されるようになった。3歳未満児や支援児については子どもの発達や身体状況や生活状況、保護者のニーズなどに基づいて個別指導計画を作成しているが、3歳以上児については作成されていない。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>月の指導計画にもとづいた保育の実施状況については、全体の職員によるカリキュラム会議において評価・反省を行い、翌月の計画作成に繋げるなどして保育の連続性を図っている。指導計画の見直しにあたっては、保護者の意向把握と同意を得るというプロセスが明確でないので、今後は、その手順などの仕組みを定めて実施していくことが望まれる。年間指導計画については、年度末に評価・見直しを行う予定である。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や生活状況等については、児童票に丁寧に記録され、園長と副園長が内容を確認している。記録にあたっては、3歳未満児や支援児を含めた全園児に関して、副園長会議で検討した統一様式に記入例を示すなどして、記録する職員によって内容や書き方に差異が生じないよう工夫が見られる。また、記録の内容は、朝の打合せや職員会議の場で、それぞれの子どもに関わる職員に周知されている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>市の個人情報保護条例や文書取扱い規定に基づき、子どもの記録の保管・管理・廃棄等が、適切に行われている。電子データも含めた記録の管理については、個人情報の観点から、職員に対し研修を行うなどして情報が外部に流出しないよう管理体制が取られている。保育園での</p>		

個人情報の取扱いについては、年度当初の「園だより」で保護者に知らせるとともに、写真撮影等の個人情報に関しては保護者から文書で同意を得ている。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>平成 29 年に保育所保育指針が改定されたことを受け、那須塩原市共通の保育理念や保育方針・保育目標に基づき、平成 30 年度に保育所保育指針などの趣旨をとらえた「全体的な計画」の中に、家庭及び地域の実態に即した 12 項目を園ごとに編成している。年度末には、各園で評価反省を行った後、副園長会議で持ち寄り改善について協議し、「長時間保育」「自己評価」についての項目を追加している。今後も継続して評価を行い、次の編成に繋げる予定である。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>当園は平成 27 年度に老朽化した園舎を改築し、床暖房及び冷房が完備され、採光や室内空調が快適に整備されている。室内外の遊具、衛生面等について日常点検を行い、子どもたちが安心して過ごせるような環境整備に努め、危険箇所や修繕が必要な所は随時対策を講じてきた。午睡中に目覚めてしまいぐずる子がいる場合は、空いている保育室で過ごさせるなど、職員間で連携した取組が見られる。園庭には大きな樹木がなく、夏季には大・小のテントを張るなどして戸外での過ごし方に工夫している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>0 歳児や 3 歳未満児・支援児の指導計画には一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が記載され、保護者と連携し子どもの状態に応じた保育に努めている。幼児組においても、子どもの発達や特質、家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの個人差を把握し、職員間で共通理解を深め、子どもに寄り添った対応をしている。子どもの行動を急かす言葉や態度は見受けられなかったが、保護者アンケートでは、送迎時に保育士の子どもへの言葉づかいや態度が気になったという記載があった。今後、子ども自身や保護者にとって、ありのままを受容されているという安心感が持てる様な保育が望まれる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	④ ・b・c
<p><コメント></p> <p>1 歳児クラスでは、トイレでのサンダルの脱ぎ方をその都度保育士がやって見せていたが、</p>		

<p>2歳児クラスでは、保育士の声掛けがなくても、トイレの帰りには次の子どもが履きやすい様にサンダルを揃えて並べる姿が見られた。このように、一つ一つの事柄についてネガティブな言葉を使わず、子どもには「できなくてもいいんだ。」という安心感を持たせながら、徐々に習慣が身につくよう取り組む姿が見られた。3歳児クラスでは、自分でトイレットペーパーを用意できるよう、ホルダーの隣にペーパーの長さを示した絵図を貼りつけ、子どもが適切に使えるよう配慮している。各クラスとも、5月ごろから「クラスだより」の中に、自分でやろうとする気持ちを尊重しながら基本的習慣を身につけられるよう、保育の中で援助している様子を知らせている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>2歳児を対象に、外部講師による「絵本の読み合い遊び」を実施している。絵本の読み聞かせを通して、子どもの表情の変化や発言から何に興味を示しているのかを観察し、遊び込めるコーナーを設定し、絵本に出てくるフレーズを保育士も一緒に言いながら遊びが発展するよう上手に関わっている。子どもを主体とした遊びの展開は、支援児にとっても落ち着いて参加できるなどの効果があり、幼児クラスにおいても同様な取組が始まっている。今後もこのような経験を積み重ねながら、園生活全般においても子どもが主体的に活動できるような保育の実践と評価を行い、子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開が期待される。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの月齢差が大きく、歩行に関しても、はいはいからヨチヨチ歩き・歩行完成までと発達段階がまちまちであるため、特に安全面に気を配りながら保育している。保育士は一人ひとりの動きを見守りながら明るい表情で言葉かけをしていて、子どもは安心した様子でのびのびと過ごしていることから、保育士と子どもの間に愛着関係が構築され情緒の安定が図られていることが窺える。前年度までは、生後10か月からの乳児を受け入れていたが、平成31年度からは5か月児から受け入れているので、各自にバウンサーを用意し、安全で心地よく睡眠をとれるような環境を整えた。連絡帳や送迎時の保護者との会話を通し、保健的な配慮等について確認し合い日々の保育に反映させている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児の保育にあたっては、連絡帳や朝夕の保護者とのやり取りを通して、日々の体調管理や保護者支援に努めている。年齢的に感染症に罹りやすい時期であるため、日常の観察を十分に行い、適切な判断に基づき保健的な対応をしている。また、1歳児の保育においては、広い空間で探索活動が十分行えるように保育環境を見直し、区画していたパーテーションをたため、柔らかいパネルカバーで覆い、子どもが手を挟まぬよう工夫している。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>外部講師による運動遊びやサッカー教室（5歳児対象）、毎日の体操集会や戸外遊び等を通して身体の諸機能の発達を促したり、ルールを守ってゲームを楽しんだりする機会を設けている。また、季節の歌を歌ったり、鼓隊パレードやALT（外国語指導助手）による英語活動、いろいろな素材を使って制作したりするなどの機会があり、それぞれが自己を発揮して活動でき、表現することや、やり遂げる喜びを味わわせ自信を持てるよう援助している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもについては、医療機関や専門機関から相談や助言を受けるとともに、保護者との連携を図りながら個別の指導計画を作成し、保育にあたっている。関係機関には子どもや保護者と一緒に担当保育士が同行したり、支援児対応の研修に積極的に参加するなどして、必要な知識や情報を得るようにしている。また、毎月の会議の中で、支援児を含めた配慮が必要な子どもについて、子どもの様子や具体的な接し方・支援法について共有している。支援児が在籍するクラスには、保育士が手厚く加配され、子ども一人に対して1名の保育士が付くこともあり、個性や特質に応じた保育を行っている。就学に際しては、保護者と共にリレーシートを作成し小学校に繋いでいる。今後は、保護者全体に対して、支援児保育についての理解を深めるための取組が望まれる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ㊦ ・c
<p><コメント></p> <p>早番、遅番ともに引継ぎノートを利用して保護者からの連絡を記載し、朝の打合せ等で連絡事項を共有している。広い保育室での長時間にわたる保育では異年齢児と自由に過ごしていて、低年齢の子どもは保育士の膝の上に座ってのんびり過ごしたり、背中に覆いかぶさりゆらゆら揺すってもらったり、向かい合って本を読んでもらったりと、体に触れながら寛ぐ姿が見られた。3歳未満児や支援を要する子どもの多くが長時間にわたる保育を受けている。年間指導計画には長時間保育についての環境設定や配慮等が記載されているが、低年齢児等の個別計画には記載されていないので、今後検討していくことが望まれる。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊱ ・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいて、就学に向けた活動を実践している。担当保育士は、那須塩原市の幼保小連絡協議会主催の研修に参加したり、学校公開で授業参観したりする機会が設けられている。平成31年度は、保育園側の要望で、年長児が近くの小学校に行き、ランドセル体験をしたりジャンケン列車のゲームを楽しむなど、一年生と触れ合いながら就学への期待が膨らむような取組をしている。また、5月のクラスだよりには、就学に向けた一年間の取組を具体的に掲載したり、11月に実施した卒</p>		

園旅行の際には「入学までに身につけたいこと」の資料を作成し配付するなど、小学校以降の生活を見通せるような関りを持っている。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>「保健計画」に基づき、定期的並びに毎日の視診や連絡帳・送迎時の保護者とのやりとりを通し、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握記録し、関係職員間で情報の周知・共有をして保育に生かしている。既往症や予防接種の状況など、子どもの健康にかかわる情報は保護者から常に得られるよう取り組んでいる。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては、職員に知識を周知し午睡時チェックをするなど必要な対策を講じている。保護者に対しても「保健だより」に掲載したり、年に二回ほどSIDSに関する資料を配付したり、「保育園のしおり」の中でも具体的にあおむけ寝の習慣づけを促すなどし、共に子どもの命を守る取組をしている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>入園前説明会時の内科検診や定期的に内科検診・歯科健診・尿検査等を年2回実施することに加え、眼科検診を年1回実施し、結果を記録して関係職員に周知し日々の健康管理に反映させている。保護者には結果通知文書を渡し、異状が認められた場合は治療を求め受診結果報告書を提出してもらい、日常生活に生かせるよう家庭と連携した取組を行っている。また、日々の保育の中で、絵本や紙芝居を通して、歯磨きや食事の大切さを伝えたり、年長児には、歯科衛生士から6歳臼歯の重要性や歯の磨き方の指導を、保護者と一緒に受ける機会を設けている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉔ ・b・c
<p><コメント></p> <p>「那須塩原市アレルギー対応マニュアル」や「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、医師の指示のもと保護者と綿密に連携し、子どもの状況に応じた適切な対応に努めている。食物アレルギーのある子どもについては完全除去食・代替食を個別トレーに用意し、アレルギー対応受け渡しチェック表で確認し、個別の机で食事をするなど入念な体制をとっている。職員は、食物アレルギーに関する研修に参加し、正しい対応について学んでいる。また、「食物アレルギー緊急対応フローチャート」を作成し、緊急時に対応できる体制を整備している。慢性疾患や使用できない薬品等について把握し、職員間で情報を共有し対応にあたっている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>「食育計画」や指導計画の中に「食育」を位置づけ、就学前までには、子どもが様々な食材や調理する人への感謝の気持ちを持ち、マナーを守って楽しく食事をすることを目指した取組</p>		

<p>をしている。天気の良い日にはベランダにテーブルを出して食事スタイルを変えたり、咀嚼力の個人差に応じて食べやすいように細かくしたり、果物の切り方を工夫したりと、食事を楽しむことが出来るよう工夫している。食べ終わった子どもは、食欲や好きなメニューに応じて積極的におかわりをする姿が見られた。市の栄養士が作成する献立予定表に給食レシピや季節の食材などが紹介されている。保育参加の際には、給食の味見をしてもらい、栄養・味付け・食べ方など保育園で配慮している事項への関心を促している。今後は、提供した食事のサンプルを掲示するなどし、その日の献立や量を保護者に知らせる取組について検討していただきたい。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ ⑯ ・c
<p><コメント></p> <p>「調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒を予防するため、調理過程における重要管理事項について点検・記録を行うなど、衛生管理の体制が確立している。残食の調査記録や検食簿をまとめ、市の給食検討会で報告し合い、献立や調理方法などを工夫し、子どもにとっておいしく魅力のある食事を提供するよう取り組んでいる。子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握し、家庭と連携して保育をしている。食に関する新しい取組として、調理員研修の中で、煮干しを使っただしについて検討し、調理に取り入れている。汁物に入っている煮干しを食べようと、食器の中を探す子どもの姿が見られた。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ⑰ ・c
<p><コメント></p> <p>入園時の個別面談や保育参加の際の面談、日常的な送迎時の保護者とのコミュニケーションを通して、子どもに関する状況の把握を行っている。「保育園のしおり」にはいつでも、どんなことでも相談にのるということが記載されており、園だよりやクラスだよりにも相談を受け付ける旨の表示をして、保護者が気軽に相談できる体制をとっている。園だよりには毎月各年齢の「月のねらい」が記載されており、また、今年度永田保育園独自に「保育目標」を作成して保護者に周知し、園が保護者と連携して保育に当たっていることへの理解促進に努めている。2歳以上になると連絡帳の中身が簡単になり、3歳からは連絡帳がなくなるため、仕事の関係等で担任と日頃のコミュニケーションがとりにくい保護者からの、園での生活について詳しく知りたい等という要望が散見できることから、園での生活の様子を知らせる工夫が望まれる。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ ⑱ ・c
<p><コメント></p> <p>年に1回、午前中の時間帯に保護者一人ひとり保育参加の機会を設けている。保育参加の際には予め園の生活や子どものことで気になることなどを所定の書面に書いてきてもらい、保育参加の後の時間に担任が面接を行って相談に応じ、園と家庭の情報共有を図っている。保護者が園の</p>		

<p>行事に参加する機会は運動会や遠足のほか、3歳以上の子どもの保護者には12月の発表会を観覧してもらい、3歳未満児は発表会がない代わりに保育参観日を設け、保護者に保育の様子を見てもらっている。発達障害やアレルギーなど特に配慮の必要な子どもの状況は常に家庭と情報共有し、必要があれば病院や療育機関、専門相談機関を紹介して、保護者の心配に寄り添った対応をしている。</p>		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>「保育園マニュアル」に子どもの虐待防止についての項目があり、虐待を見逃さないことや虐待を疑う場合の措置、ネットワークに繋げることが記載されて、これが保育園の虐待防止マニュアルとして利用されている。おむつ替えや着替えの際の痣やケガの発見、いつもと違う様子の感知などで家庭での虐待を疑った場合は、子ども子育て総合センターが策定した「児童虐待対応の流れ」に従って、園長への報告や証拠となる写真撮影、保護者への確認などを行い、市の子ども子育て総合センターや児童相談所に通告する措置をとっている。また、「虐待を発見したら」の啓発ポスターを掲示し、保護者に虐待防止について周知を図っている。虐待防止に関してマニュアルに沿った職員研修は未実施であり、今後の課題である。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>保育士個人の自己評価は市が定めた評価項目に従い、年2回実施し振り返りの機会としている。自己評価の後、前期は副園長が、後期には園長が面接を行い、アドバイスや励ましのコメントを記入し、保育士の資質と専門性の向上を図っている。これとは別に事業所の自己評価も職員が参加して実施している。また、指導計画について週ごと、月ごとの振り返りを行い、翌週と翌月の保育実践へとつないでいる。年度末に職員会議で「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」の総括を実施し、翌年のアクションプログラム作成に反映させている。園全体としての保育の総括やそれに基づいた改善（研修計画、園独自の保育目標の作成など）が行われて、保育の質の向上に努めている。</p>		